

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市保険加入要項

1 目的

この要項は、名張市で開催する三重とこわか国体・とこわか大会（以下「大会」という。）の準備業務及び運営業務（以下これらを「業務」という。）の執行について大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定め、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 契約

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

業務の執行について第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 運営上の賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物等に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為、看護業務等により、第三者の生命又は、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

業務の執行について実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員（ボランティアとして業務に従事する者をいう）、競技会係員、医師及び看護師等の大会従事者が、業務に従事しているとき、又は業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じ

た事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

ア 故意による事故

イ 地震、台風等の自然災害による事故

ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

ア 保険対象者の故意による事故

イ 地震、台風等の自然災害による事故

ウ 保険対象者の疾病又は心神喪失による事故

エ 保険対象者の自殺又は犯罪行為による事故

オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

(1) 業務の執行について事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書(様式第1号)を提出するものとする。

(2) 実行委員会は、前号の報告書を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

7 その他

(1) この要項に定めのない事項は、加入した保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、損害保険普通保険約款、特別約款及び特約事項の定めるところによる。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。また、競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和元年11月13日から施行する。

(様式第1号)

事故報告書

令和 年 月 日

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会
会長 亀井 利克 様

報告者 _____

事故発生日時		令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所		
事故発生状況 (できるだけ詳しく)		
事故の種類		(1) 損害賠償責任事故 ア運営上の賠償 イ医師等賠償 ウ生産物賠償 エ受託物賠償 (2) 傷害事故
損害を受けた者	住所	
	氏名	
	TEL () —	
損害の内容 (症状・損害状況)	名称(傷病名・損害物件)	
	内容(症状・損害程度など)	
その他 (医療機関等)	住所	
	名称	TEL () —
	担当医師	